

第2位

退職後の傷病手当金が出なくなりました。

退職しても、傷病手当金がずっと出ると思っていたら、出なくなってしまうました。

退職後の傷病手当金は、以下の場合は出なくなります。

- ① 退職日まで継続して1年以上被保険者ではなかった。
- ② 退職日に出勤した。
- ③ パートなど、一時的にでも働いた。
- ④ 医師が労務不能と認めなくなった。

また、老齢年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は差額が支給されます。

ポイント

退職後の傷病手当金は複雑です。退職前に必ず保険者※1を確認しましょう。



第4位

治療費が高くなってしまった。

退職したら、医療費が高くなってしまいました。思いがけず支払いが増えてびっくりしています。

退職で健康保険の保険者※1を変更していませんか？

病院や薬局の窓口でひと月に支払う医療費が上限額以上になった場合その超えた分が支給されることを「高額療養費」といいますが、退職による保険者変更で以下のことが考えられます。

- ① 高額療養費の上限額が変更となってしまった。
- ② 家族の扶養に入った場合、保険に加入している被保険者本人の収入が多いため高額療養費の上限が高くなってしまった。
- ③ 「多数該当」に該当しなくなった。

(多数該当とは、過去1年のうち3回高額療養費に該当していた場合、ひと月の負担額が軽減される制度ですが、保険者が変わったことで、過去1年のうち3回という数え方がリセットされ、また0から数えなおすことになります。)

ポイント

健康保険の種類や今後の治療によっては治療費が変わります。病院の窓口などに相談しましょう。



第3位

失業給付は病気で働けない場合はもらえなかった。

傷病手当金のあとに失業給付をもらおうと思っていたら、もらえないと言われました。

失業給付は原則、退職してから1年以内しか受けられません（これを受給期間といいます）。しかし、この期間内に病気やケガで働けない場合、失業給付はもらえません。

そのような時は、住所を管轄するハローワークで受給期間延長手続きを行うことで最大4年まで受給期間を延長できます。退職日の翌日から30日過ぎてから手続きが可能です。

ポイント

病気で働けない場合は受給期間の延長の手続きを必ずしておきましょう。



第5位

退職後は国民年金を払わないといけなかった。

退職してしばらくしたら国民年金の振込用紙が届きました。払わなくてはいけないですか？

20歳以上60歳未満の方は退職し収入がない場合でも、国民年金に加入し、保険料を支払う義務があります。ただし、退職した場合などは減免制度もありますので事前に市区町村または年金事務所で確認しておきましょう。

また配偶者（妻・夫）の健康保険上の扶養になっている場合は、「国民年金の第3号被保険者」となり支払いが不要となる場合もあります。

(国民健康保険の方は、第3号被保険者にはなりませんので注意しましょう。)

ポイント

国民年金の手続をしないと老齢の年金が減るだけでなく、障害年金や遺族年金が出なくなることもあるので注意しましょう。



※1 保険者…健康保険証を発行している機関のことです。(市区町村・協会けんぽ・健保組合・共済組合・国保組合など) 保険者ごとに保険料や給付の内容が違います。(インディペンデント通信第5号参照→)



健康保険には例外もたくさんあります。在職中に、それぞれの保険者※1に確認しましょう。家族の保険に入る場合はその本人に確認してもらいましょう。



健康保険を変えると、出費が増えたり、社会保障が受けられなくなることがあります。辞める前にきちんと調べましょうね。

困ったら がん相談支援センターやインディペンデントに相談してね。待ってるよ。



次号予告

第27号は2024年 ☆特集☆
6月30日発行

労働条件通知書